

平成 18 年 8 月 30 日

各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目 17 番 5 号
株式会社ガイアックス
代表執行役社長 上田 祐司
(コード番号：3775 名証セントレックス)
(連絡先) 執行役経理部長 福永 康紀
TEL 03-5464-0376 (直通)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 8 月 30 日開催の当社第 8 期定時株主総会で承認されました会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な発行内容について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の割当日

平成 18 年 8 月 30 日

2. 新株予約権の発行数

600 個（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式 1 株とする）

3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 600 株

なお、新株予約権の発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者に付与される 1 個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

金銭の払い込みを要しない

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

300,000 円

6. 新株予約権の行使により発行または移転される株式の発行価額の総額

180,000,000 円

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成 20 年 9 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日まで

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 権利行使については当社取締役、執行役ならびに当社関係会社の取締役および監査役はその任期満了の時まで在任すること、当社従業員ならびに当社関係会社の従業員は権利行使の時まで引き続き取締役、執行役、監査役若しくは従業員にあること。
- (2) 権利者の相続人は、新株予約権を行使することができるものとする。
- (3) 新株予約権の質入は認めないものとする。
- (4) その他については、今後の株主総会および取締役会決議に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員との間で締結する契約に定めるものとする。

9. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約が締結された場合、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権について無償で取得することができる。

10. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記7. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記7. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記8. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由
上記9. に準じて決定する。

11. 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額のうち資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は 会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から(1)に定める資本金の額を減じた額とする。

13. 新株予約権の割当を受ける者および割当数

割当対象者	人数	割当個数
当社取締役及び執行役	12人	272個
当社従業員	52人	258個
当社子会社取締役及び監査役	3人	21個
当社子会社従業員	44人	49個
計	111人	600個

(ご参考)

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成18年8月4日
(2) 定時株主総会決議日 平成18年8月30日

以上